

令和元年5月21日

〒431-1424
静岡県浜松市北区三ヶ日町下尾奈200
株式会社マグナ・リゾート 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦 市郎
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号
KS千種ビル6階F
事務局長 野澤 厚美
(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

再 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体の平成31年1月22日付申入書に対して、平成31年2月20日付回答書をいただきました。

「回答書」で示された貴社の見解に関し、別紙のとおり、再度、申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和元年6月21日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社の御回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

再 申 入 事 項

1 貴社が使用している重要事項確認書（末尾）の記載

また営業担当者による個人的な約束事項におきましては、当クラブが保障及び確約した事項を除き、一切責任は負いませんので予めご了承ください。

2 再申入れの趣旨

貴社が使用している重要事項確認書の末尾の「営業担当者による個人的な約束事項におきましては、当クラブが保障及び確約した事項を除き、一切責任は負いません」との記載を削除して下さい。

3 再申入れの理由

- (1) 貴社は、重要事項確認書の末尾において「営業担当者による個人的な約束事項におきましては、当クラブが保障及び確約した事項を除き、一切責任は負いません」と、貴社がその従業員の行った行為について契約責任及び不法行為責任を一切負わない旨の条項をおかれています。
- (2) そして、貴社は、平成31年2月20日付回答書において、「当社は、会員権の販売を販売代理店に委託しており、営業担当者との間において雇用関係はなく、指揮命令関係がありません。そのため、当社としては、そもそも事業者として民法715条1項の定める損害賠償責任を負う立場にありません。また、当社としても、営業担当者による個人的な約束事項について一切責任を負わないとせず、当クラブが保障及び確約した事項については責任を負うとするなど、むしろ入会者様に当社の責任の範囲を明確にすることになっている」と回答されました。
- (3) 貴社は、その営業担当者との関係を「販売代理店に委託」と、「雇用関係はな」い委託契約関係であると回答されましたが、代理店委託契約関係の本質は、一般に民法上の委任契約関係と考えられており、貴社がその営業担当者に代理権を授与しているものと扱われます。そのため、貴社と営業担当者との間の「指揮命令関係」の有無に関わりなく、貴社には表見責任が成立することがあります。
- (4) また、貴社と営業担当者との間の「指揮命令関係」の有無に関わりなく、貴社には共同不法行為責任が成立することがあります。
- (5) このように、「営業担当者による個人的な約束事項」等から貴社に対し発生し得る契約責任（表見責任）や、不法行為責任（共同不法行為）は、貴社の「保障や確約」の有無とは無関係に発生し得ますから、貴社の見解には理由はないものと思料致します。
- (6) つきましては、当団体平成31年1月22日付申入書記載のとおり、貴社が使用している重要事項確認書の末尾の「営業担当者による個人的な約束事項におきましては、当クラブが保障及び確約した事項を除き、一切責任は負いません」との記載は、消費者契約法10条に違反していますので、速やかに、削除して下さい。

以上